

仙台市農地賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。

なお、この「賃借料情報」は実勢の集計であり、拘束力はなく、参考として提供するもので、実際に賃借料を決定する際には、貸し手と借り手の両者でよく話し合ってください。

令和 7年 1月

仙台市農業委員会

1 田(水稲)の部

地域及び区分		平均額	最高額	最低額	データ数	備考	
平坦地域	宮城野区	農用地区域	11,300円	12,000円	9,000円	187	
		上記以外の区域	10,400円	12,000円	9,000円	13	
	若林区	農用地区域	11,700円	13,000円	4,600円	371	
		上記以外の区域	12,100円	13,000円	11,000円	26	
	太白区	農用地区域	10,000円	10,000円	10,000円	35	
		上記以外の区域	10,000円	10,000円	10,000円	8	
	泉区	農用地区域	6,500円	8,000円	4,000円	26	
		上記以外の区域	—	—	—	—	
中山間地域	青葉区 太白区 泉区	農用地区域	6,300円	12,000円	3,500円	218	
		上記以外の区域	5,600円	7,000円	3,500円	44	
仙台市平均		農用地区域	10,300円	—	—	837	
		上記以外の区域	8,200円	—	—	91	
		全 域	10,200円	—	—	928	

2 畑の部

地域及び区分		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
仙台市平均	全 域	6,200円	12,000円	3,000円	133	

- ・令和6年1月1日～令和6年12月31日までに公告された農用地利用集積計画により算出。
- ・平均額は加重平均により算出。
- ・物納、使用貸借及び農地法第3条の賃貸借は含まない。
- ・中山間地域は、青葉区：宮城地区、茂庭地区、折立地区
太白区：茂庭地区、坪沼地区、秋保地区
泉区：実沢地区、小角地区、西田中地区、根白石地区、福岡地区、朴沢地区とする。
- ・農用地区域とは、農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域をいう。
- ・金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- ・データ数は筆数である。
- ・賃借料水準を算定するもととなる個別のデータには、土地改良区の水利費を含むものと含まないものがある。